

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	アリアケジャパン株式会社
【英訳名】	ARIAKE JAPAN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白川直樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
【電話番号】	03-3791-3301
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 松本幸一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号
【電話番号】	03-3791-3301
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 松本幸一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) アリアケジャパン株式会社 九州第2工場 (長崎県北松浦郡佐々町小浦免字小浦浜1572番地21号)

1【提出理由】

2025年6月20日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金110円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

白川直樹、亀岡正彦、松本幸一、岩城幸司、佐々木隆彦を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に再任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

安部真行、高取幸子を監査等委員である取締役として新たに選任するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当該事業年度末の取締役（監査等委員である社外取締役3名と社外取締役1名を除く。）5名に対し、役員賞与として総額43,200千円を支給するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

辞任した岩城勝利氏に対し、退職慰労金を支給するものであります。

第6号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止すると共に在任中の取締役4名（監査等委員である社外取締役及び社外取締役を除く。）に対して退職慰労金の打ち切り支給をするものであります。なお、支給時期は対象取締役が退任する時とします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとを決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	291,137	3,005	134	(注1)	可決 98.93%
第2号議案				(注2)	
白川 直樹	233,783	60,359	134		可決 79.44%
亀岡 正彦	291,124	3,021	134		可決 98.93%
松本 幸一	290,615	3,530	134		可決 98.75%
岩城 幸司	290,602	3,543	134		可決 98.75%
佐々木 隆彦	292,494	1,651	134		可決 99.39%
第3号議案				(注2)	
安部 真行	293,980	165	134		可決 99.90%
高取 幸子	293,995	150	134		可決 99.90%
第4号議案	284,620	9,525	134	(注1)	可決 96.72%

第5号議案	172,086	122,058	134	(注1)	可決 58.48%
第6号議案	183,157	110,986	134	(注1)	可決 62.24%
第7号議案	284,344	9,801	134	(注1)	可決 96.62%

(賛成割合の算定に当たっては、事前行使の無効票分についても議決権の数に参入しています。)

(注1) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
当該事項はありません。

以上